

各所属所長 様

一般財団法人愛媛県教職員互助会  
理事長 武智 俊和  
(公印省略)

給付事業内容の変更について

令和 2 年 3 月 23 日開催の第 3 回理事会で「一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程」の一部が改正され、令和 2 年 4 月 1 日から下記の事項が変更となりますので、会員の皆様にご周知の程よろしく申し上げます。

記

1 再任用職員の退職慰労金の給付割合及び給付方法

・ 給付割合

変更前 掛金総額の 40%

(会員が在会期間を通じて結婚することなく、又扶養家族を有しない場合は掛金総額の 60%)

変更後 掛金総額の 20% (一律)

・ 給付方法

変更前 任期满了による退職毎に支給

変更後 任期满了毎には支給せず、最終退職時にまとめて支給

※変更後の給付割合・給付方法については、新たに入会資格を有することとなる臨時的任用職員や会計年度任用職員、その他任期付職員の方にも適用されます。正規職員の方については、給付割合、給付方法の変更はありません。

2 入院見舞金における起算日

変更前 入院して 8 日目より入院日数に応じて支給

変更後 入院して 5 日目より入院日数に応じて支給